

Title	一八世紀イスタンブルにおける皮鞣エイブラヒムの遺産とその相続
Sub Title	The fortune of tanner İbrâhîm and its inheritance in eighteenth-century Istanbul
Author	藤木, 健二(Fujiki, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2020
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.88, No.3/4 (2020. 5) ,p.47(317)- 72(342)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20200500-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一八世紀イスタンブルにおける 皮鞣工イブラヒムの遺産とその相続

藤木 健 二

一 はじめに

近世オスマン帝国都市の商工民・同職組合に関する近年の研究では、組合成員や商工民個人に着目した検討が進められつつある。⁽¹⁾ 同職組合の組織や制度に主眼を置きつつその厳格性を強調する傾向にあった従来の見方を再検討する試みとして、商工民の生活や活動のほか、同業者間の経営・経済格差、特定業種に従事する商工民家系などの実態が徐々に明らかにされてきているのである。⁽²⁾

例えば一八世紀ブルサにおける皮鞣工セイイド・ハジ・イブラヒムの遺産目録を分析したファローキーは、彼が複数の不動産を所持し、商業や投資にも従事した「上流階級の富裕な商工民」であったとした。⁽³⁾ 今後、同職組合の組織的・制度的柔軟性や、組合規約・平等主義をめぐ

る同職組合と成員との関係、商工民による経済・社会活動の多様性といった問題を議論するうえで、こうした個々の商工民に関する具体的事例の蓄積が重要な課題と考えられる。⁽⁴⁾

このような研究の現状を踏まえ、本稿では皮鞣工 (debbag) であるイブラヒム İbrahim bin 'Alî の遺産とその相続を事例として、一八世紀イスタンブルにおける商工民の経済・社会生活の実態を検討する。⁽⁵⁾ 先述のファローキー研究と同様、シャリーア法廷台帳に記録された遺産目録を主な史料とするが、ここでは関連する四件の裁判記録も併せて用いる。⁽⁶⁾ 前者はイスタンブル・アスケリー遺産法廷第四八七台帳に、後者は同法廷第四八八台帳に収載されており、いずれも一一九六年ムハッラム月八日(一七八一年二月二四日)の日付を持つ。⁽⁷⁾ 以下、

これらの史料を読み解くことで彼の遺産の実態や相続の過程を明らかにしつつ、経済活動や家族・親族関係、同業者との関係を中心にその生活について可能な限り考察していきたい。

二 遺産目録の概要

遺産目録冒頭の記述によると、イブラヒムはカスンプァシヤ Kasmpasa 地区の皮鞣工組合に属する親方 (usta)⁽⁸⁾ であり、同地区にあるクルト・チェレビー街区 Kurd Celebi mahallesi の住民であった。⁽⁹⁾ 先述のとおり彼の遺産目録はアスケリー遺産法廷台帳に記されたが、そこにアスケリー身分を示す称号やその他の形跡はみられない。⁽¹¹⁾ また死亡日は少なくとも遺産目録に付された一九六六年ムハッラム月八日(一七八一年一月二十四日)以前と考えられるが、享年や死亡理由は明らかでない。⁽¹²⁾

遺産目録によればイブラヒムの積極財産(プラスの財産)は三〇万二三五四アクチェ、消極財産(マイナスの財産)は二二万九一二八アクチェ、死後の支出は二万五三九〇アクチェであり、積極財産から消極財産と死後の支出を引いた四万七八三六アクチェが実際に相続される財産 (miras 以下「相続財産」と記す) の総額とされた。

詳細は次章で検討するが、積極財産の内訳は工房に残された物品が六万五五二〇アクチェ、身の回りの物品や現金が五万三六九〇アクチェ、⁽¹³⁾ 債権が一八万三三四四アクチェである。⁽¹⁴⁾ これらの物品が相続の際に現金化されたのか、或いは現物のままであったのかについて直接的な記述はみられないが、後述する手数料のなかに「物品の仲買人手数料 (delailyeri esya)」が含まれることから、少なくとも一部は売却されたと考えられる。⁽¹⁵⁾ なお、遺産目録の末尾には一〇件の未回収債権(六万二七三〇アクチェ)が列挙されているが、これらは積極財産と見做されず、相続財産の算出に考慮されていない。消極財産は後払いの婚資 (mehr-i mücecel)⁽¹⁶⁾ を含む二二万九一二八アクチェの債務からなり、死後の支出には葬儀費用の五四九〇アクチェと遺産相続をめぐる手当や手数料である一万九九〇〇アクチェが計上されている(表1を参照)。これらの記述から死亡時の財産を算出するならば、積極財産と未回収債権の合計から消極財産を引いた一三万五九五六アクチェとなる。⁽¹⁷⁾

一八世紀イスタンブル都市民の財産所有をめぐる数量的分析が充分に進んでいない研究の現状において、都市や社会集団におけるイブラヒムの経済的地位や相対的貧

表1 遺産の概要 (単位: アクチェ)

積極財産	302,354
工房の物品	65,520
身の回りの物品・現金	53,690
債権	183,144
消極財産	229,128
婚資	12,000
債務	217,128
死後の支出	25,390
葬儀費用	5,490
手当・手数料	19,900
相続財産	47,836

富を検討することは困難である⁽¹⁸⁾。ここではその予備的作業として、アスケリー遺産法廷第四八七台帳にみえる商工民の遺産目録と比較しつつイブラヒムの死亡時の財産をそのなかに位置づけておきたい。表2は当該台帳に記された被相続人のうちイブラヒムを含む計四五人の商工民を死亡時の財産が多い順に列挙し、各々の職業・名前、積極財産、消極財産、死後の支出、相続財産、死亡時の財産のほか、婚資、葬儀費用、相続に関する手当・手数料の各金額、相続人およびそこに占める配偶者と子供の

人数を示したものである⁽¹⁹⁾。死亡時の財産の最大と最小はそれぞれ宝石細工師アルティン kesmeçi Arutin veledi Çanbazoğlu Agob の二三九万一九六八阿克チェと両替商アンデルヤ sarraf Anderya veledi-Yorgi のマイナス二万八六二〇阿克チェである(表2の①⁽⁴⁵⁾)。平均値の一六万九五一三阿克チェに対して中央値がそれを大きく下回る四万八六一五阿克チェであるのは、このアルティンの財産が突出して多いことに起因すると考えられる。この表からイブラヒムの死亡時の財産は平均を多少下回るものの、四五人中一二番目に多いことがわかる。

相続人はイブラヒムの妻 (zeveci menkûha) であり寡婦 (metûke) となったニメトゥツラー・ハトゥン Nimetullah Hâtun bint Süleyman と彼の父 (baba, ei) のアリー・Ali bin 'Abdullah' への母 (valide, um) のメルイェム・ハトゥン Meryem Hâtun bint Osman の三人である(図1を参照)。このことから少なくともイブラヒムの死亡時において彼の妻は一人であり、子供はいなかったことがわかる⁽²⁰⁾。相続額は父が全体の半分にあたる二万三九一八阿克チェ、妻と母がそれぞれ全体の四分の一にあたる一万一九五九阿克チェであった⁽²¹⁾。父母の居住地については母にのみ「アナトリアのドルト・デ

表2 アスケリー遺産法廷第487台帳にみる商工民の遺産目録(単位: アクチェ、人)

No.	職業・名前	積極財産	消極財産	婚資	死後の支出	葬儀費用	手当・手数料	相続財産	死亡時の財産	相続人	配偶者	子供	典拠・日付
1	宝石細工師アルティン Kesmeçi Antin veledi Çanbazoğlu Agob	2,460,128	68,160	0	169,000	36,000	133,000	2,112,968	2,391,968	8	1	7	88B-1 28 M 1196
2	家畜商モッラー・アブドゥッラーモウラー celeb Molla 'Abdullah bin el-Hâcc Ebdbekir	1,190,040	47,940	0	170,640	26,280	144,360	971,460	1,142,100	3	1	1	88A-2 2 N 1196
3	毛皮商コスタンティン Kurku Kostantin veledi Dimitri	731,900	0	0	34,080	0	34,080	697,820	731,900	5	1	4	62A-2 5 S 1196
4	サンダル・ペデスツンの商人ヌムラオール・ヌマ sandal bedesteni tüccâr Sim'anoğlu Nu'mâ zimni	529,200	0	0	30,000	3,600	26,400	499,200	529,200	3	1	2	47A-2 15 M 1196
5	材木屋ヌタドゥ Keresteci İshâdî veledi Ayvaz zimni	370,566	4,800	0	32,610	0	32,610	333,156	365,766	7	1	5	11A-2 15 Za 1195
6	香料業種商ヌマト・アタlar Mehmed Aga bin Hasan	383,009	91,491	23,400	103,012	7,440	1,320	188,506	291,518	2	1	0	59A-2 30 M 1196
7	ジヤケツト織工アソドゥ nimeñci Ardon veledi Marol zimni	458,400	217,920	0	61,920	32,400	29,520	178,560	240,480	4	0	4	91B-2 25 Za 1196
8	紙屋セイト・ハジ・ヌマト・アタğadıç es-Seyvî el-Hâcc Mehmed Aga bin el-Hâcc Ahmed	260,481	36,000	12,000	22,965	12,000	10,965	201,516	224,481	2	1	1	99A-2 25 Ra 1196
9	チョコレート屋ヌマト・アタçörekçi Mehmed Aga bin İbrâhîm	300,000	84,240	12,000	52,200	3,600	18,600	163,560	215,760	2	1	0	70A-1 17 S 1196
10	揉染工セイト・アブドゥッレツェ・アタbasmaçi es-Seyvî el-Hâcc Mehmed Aga bin el-Hâcc İsmâ'il	144,869	6,180	3,600	16,188	9,228	6,960	122,501	138,689	3	1	1	61A-1 1 S 1196
11	キセル吸口エオムル・ベシエ İmameci 'Omer Beşe bin Velîyyüddin	201,402	63,030	4,200	27,216	3,246	23,970	111,156	138,372	3	1	2	79B-3 28 S 1196
12	皮鞆工イブラヒム debbâğ İbrâhîm bin 'Alî	302,354	229,128	12,000	25,380	5,490	19,900	47,836	135,966	3	1	0	45A-1 8 M 1196
13	キセル吸口エザール・アエン・イブラヒム・アタ İmameci Hezâfeta İbrâhîm Aga bin Hasan	119,400	7,301	6,000	27,786	12,000	15,786	84,323	112,099	2	1	0	64B-2 13 S 1196
14	奴隷商人ビ・ヒセヤン esirci el-Hâcc Hüseyin bin Devîs Mehmed	114,882	12,000	12,000	40,263	4,080	4,875	62,617	102,882	5	1	0	39B-1 2 M 1196
15	宝石貴金属商/宝石貴金属細工師アルズロス Kuyuncu Mardîrîs veledi Aleksan zimni	106,386	18,000	0	41,175	36,000	5,175	47,211	88,386	3	0	0	36A-2 29 Z 1195
16	キセル吸口エサダス İmameci Secez veledi Mardum? zimni	78,294	0	0	20,475	13,800	4,755	57,819	78,294	4	1	3	4B-2 28 L 1195
17	古物屋ハジ・ヌレヤン・アタ古utaracı el-Hâcc Süleymân Aga bin Yusuf	96,868	21,000	6,000	22,968	6,600	16,368	52,900	75,868	3	1	0	85A-3 15 S 1196

No.	職業・名前	積極財産	消極財産	婚資	死後の支出	葬儀費用	手当・手数料	相続財産	死亡時の財産	相続人	配偶者	子供	典拠・日付
18	亜麻布商・亜麻布織工ハーンズ・ハジ・アリ リ・エフエンゾイ Kettani Hâliz el-Hâcc 'Ali Elendi bin 'Abdurrahmân	1,203,840	1,128,420	36,000	37,020	12,180	24,840	38,400	75,420		2	1	0 83B-2 30 S 1196
19	香料業種商モッラー・ハサン Altan Moïlla Hasan bin el-Hâcc Halil	95,509	24,720	4,800	9,281	3,600	5,681	61,508	70,789		3	1	73A-2 17 S 1196
20	水売りムスタファ・アリムダリ Seka Mustafa 'Alimdar bin Mehmed	75,916	6,660	3,000	18,642	7,200	9,042	50,614	69,256		5	1	85A-2 10 M 1196
21	タバコ屋オスマン・アブ duhanî Osman Ağa bin Ebdübekir bin Abdullâh	162,308	183,333	3,853	15,114	6,240	8,874	-36,139	55,586		3	1	92A-2 8 Ra 1196
22	車大工セイド・ムスタタ arabacı es-Seyyid Mehmed Ağa bin Mustafâ	97,848	45,240	0	21,090	4,800	16,290	31,518	52,608		2	1	0 66B-2 25 M 1196
23	タバコ織工ハリル・アブ abacı Halil Ağa bin Receb	181,470	132,855	6,000	14,325	7,200	7,125	34,290	48,615		2	1	1 65B-1 25 M 1196
24	旋盤工アリ・ベシエ çikirci 'Ali Beşe bin Müezzîn Ahmed	56,907	12,948	0	3,785	0	3,785	40,174	43,959		3	1	2 94B-1 16 Ra 1196
25	カービー店主イブラヒム・オダバユ kâhveci İbrahim Odabaşî Ağa bin Yakûb	62,818	25,440	4,800	7,470	3,360	4,110	29,908	37,378		2	1	1 31B-4 26 Za 1195
26	既製服屋アヴラタ kapamacı Avadik veled-i Mekkon zimmi	1,114,860	1,085,880	0	44,400	0	44,400	-15,420	28,980		3	1	0 35A-2 29 Z 1195
27	タバコ屋アリ duhanî 'Ali bin 'Abdullâh	25,547	1,320	0	6,964	2,520	4,444	17,263	24,227		0	0	74B-3 25 Za 1195
28	タバコ工ムスタファ・ベシエ çizmeçi Mehmed Beşe bin Abdullâh	23,254	0	0	6,795	1,500	5,295	16,459	23,254		0	0	98B-2 23 Ra 1196
29	靴工ムスタファ・ベシエ dikirci Mustafâ Beşe bin İsmâ'il	19,011	450	0	7,023	2,400	4,623	11,538	18,561		6	1	5 68B-1 8 M 1196
30	カービー店主ハサン・ベシエ kâhveci Hasan Beşe bin 'Abdullâh	15,768	0	0	3,214	1,200	2,014	11,454	15,768		0	0	0 19B-3 27 L 1195
31	密格子大工オメル・ベシエ kâtesçi Ömer Beşe bin Hasan	13,414	0	0	2,880	1,920	960	10,534	13,414		6	1	5 62B-1 7 S 1196
32	石工イヴァン taşçı İvan veled-i Erzaman?	13,360	0	0	4,264	2,400	1,864	9,096	13,360		2	1	1 93B-2 3 Ra 1196
33	ヤオリエヒュエン・ウスタ eğeci Hüseyin Usta bin Mustafâ	24,670	12,480	6,000	1,642	0	1,642	10,548	12,190		2	1	1 93A-1 19 M 1196
34	床屋セイド・ムスタタ・チェルベ berber es-Seyyid Mehmed Celebi bin es-Seyyid Mehmed	15,250	3,060	0	429	0	429	11,761	12,190		3	0	1 96B-1 7 Ra 1196

No.	職業・名前	積極財産	消極財産	婚資	死後の支出	葬儀費用	手当・手数料	相続財産	死亡時の財産	相続人	配偶者	子供	典拠・日付
35	床屋ハジ・アマト・スレイマン berber el-Hâcc Ahmed Süleyman bin 'Abdullah	12,100	0	0	3,750	1,800	1,950	8,350	12,100	2	1	0	79B-2 28 S 1196
36	靴下屋ヤサフ corapci Yasuf veled-i Arslan Hudaverdi veled-i Yasuf	108,921	100,689	21,825	8,224	0	8,224	9	8,232	4	1	3	17A-2 28 Za 1195
37	蠟燭工スレイマン・アマー mumcu Süleyman Aga bin 'Abd... bin 'Abdullah	8,405	4,365	0	2,994	1,440	1,554	1,046	4,040	0	0	0	19B-2 20 L 1195
38	古物屋／露天荷ウエム・アマト・ベシエ kollukcu Veil Ahmed Besse bin 'Abdulkemim	4,068	300	0	1,293	420	873	2,475	3,768	0	0	0	67A-3 27 Z 1195
39	コーヒー店主アムルッラー・ベシエ kahveci Fazlullah Besse bin Ali	6,933	3,273	3,273	3,660	3,660	0	0	3,660	1	1	0	17B-2 28 Z 1195
40	床屋アマト・アマー berber Mehmed Aga bin Süleyman	2,571	15	0	956	480	476	1,600	2,556	1	0	0	87A-2 17 S 1196
41	長キセル用火皿工アブドゥッラー・ベシエ lileci 'Abdullah Besse bin 'Abdullah	1,259	0	0	600	360	240	659	1,259	0	0	0	22A-3 29 L 1195
42	イエムニ－靴工セイト・アブヒム・ベシエ yemenici es-Seyyid İbrahim Besse bin Behavi es-Seyyid Mustatafi	10,182	9,030	0	1,998	0	1,998	-846	1,152	1	1	0	85B-2 1 S 1196
43	靴工アブヒム・ベシエ dikici İbrahim Besse bin Mehmed	5,082	4,435	0	639	0	639	0	647	2	1	1	93A-3 20 S 1196
44	大妻商アマト・アマー arpacı Ahmed Aga bin el-Hâcc Osman	204,660	204,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53A-2 1 M 1196
45	両替商アムルッラー sarraf Anderya veled-i Yorgi	60,000	88,620	0	4,320	0	4,320	-32,940	-28,620	2	0	2	71A-1 15 S 1196
		最大値 2,460,128	1,128,420	36,000	170,640	36,000	144,360	2,112,968	2,391,968	8	1	7	
		最小値 1,259	0	0	0	0	0	-36,139	-28,620	0	0	0	
		平均値 254,980	88,564	4,017	25,126	6,143	15,430	138,822	169,513	2.6	0.7	1.3	
		中央値 96,868	12,000	0	14,325	3,246	5,175	31,518	48,615	2	1	1	

・積極財産：被相続人の残した物品や現金、債権などの合計を表す。

・消極財産：婚資の未払い分や債務などの合計を表す。

・死後の支出：葬儀費用、手数料、寄付・遺贈などの合計を表す。

・相続財産：史料中の記載に戻りがなければ、積極財産から消極財産と死後の支出を引いた合計を表す。

・死亡時の財産：積極財産から消極財産を引き、未回収債権がある場合 (no. 12, 21) はそれを加えた合計を表す。

・典拠・日付：典拠となる KA, no. 487 の該当箇所 (葉数・段落数) と遺産目録に記載された日付を表す。

イヴァーン郡 Dört Divân kazası にあるカドゥラル村 Kadılar karvəsi⁽²²⁾ に住むとの記述があることから、父はイブラヒムやその妻と同居していた可能性が考えられる。この遺産相続をめぐる遺言指定管財人 (vəsi) とメルイェムの代理人 (vekil) を皮鞣工イブラヒム・エフェンディ debbâğ İbrahim Efendi bin el-Hâc Mehmed が兼務し、ニメトゥッラーの代理人 (vekil) を皮鞣工オスマン・ウスタ debbâğ Osman Usta bin Abdullah が務めた。後者とニメトゥッラーの親族関係については後述するが、ここでは同業者の私生活における結びつきや相互扶助の実態を示すこの事例の重要性を指摘しておきたい。

三 積極財産・消極財産・死後の支出

前述のとおり積極財産の合計は三〇万二三五四アクチエである。遺産目録の該当箇所にはまず「前述の都市 (kasaba) の皮鞣工房 (debbâğhane) にある前述の故人の物品 (esya) は以下のとおりである」との記述があり、続いて工房に残された在庫や原材料を含む物品が列挙される⁽²³⁾。合計が六万五五二〇アクチエであるその内訳は、キョセレ (kösele) と呼ばれる四二枚の牛革が三万七八〇〇アクチエ、およそ一チエキ (cek) の重さを持つ四

〇束の薪 (hatab) が六〇〇〇アクチエ、鞣剤の原材料となる六九カンタル (kantâr)⁽²⁵⁾ のバロニアガシの果実 (palanut)⁽²⁶⁾ が一万八三六〇アクチエ、一頭の栗毛の荷馬 (doru bairîr) が二四〇〇アクチエ、そして材料の皮と推察される「カファ (kafa)⁽²⁷⁾」が一五五枚あり、その価格は九六〇アクチエである。

近世イスタンブルでは羊・山羊・牛などの多様な革が生産されたが、上記のとおりイブラヒムの工房に残された革はすべてキョセレである。当時の皮鞣工組合に一定の専門分化がみられたことと、後述するように彼には「キョセレ革を鞣す者の賃金 (kösele işçisi)」の名目で一九二〇アクチエの債務があったことをあわせて考えると、イブラヒムはキョセレ革の生産を中心ないし専門とする皮鞣工であったと考えられる。また、染料 (boya) や仕上げに用いる石鹼 (sabun) ・脂 (yağ) などの原材料が工房の物品に含まれていないことから特定の工程のみを担っていた可能性も指摘できよう。これに加えて、皮から不要物を削ぎ落とすナイフ (kavaleta) などの皮鞣に必要不可欠な道具も見当たらないが、このことは同職組合の親方権に関する問題として注視されるべきであろう。イスタンブルでは一七世紀末以降、次第

表3 身の回りの物品・現金 (単位: アクチェ)

衣類	13,920	24.6%
ターバン destâr	640	1.1%
ターバン def'a destâr	370	0.7%
アラジャ織のローブ alaca 'anterî	540	1.0%
着古した毛織のローブ köhne çuka cûbbe	500	0.9%
アラジャ織のローブ def'a alaca 'anterî	340	0.6%
アラジャ織物(1), 白地の織物?(1), 毛織物(1), チョッキ alaca 1, beyaz 1, çuka 1, yelek	3,340	5.9%
ハマーのベルト Hamâ kuşağı	420	0.7%
カルバラーのベルト Kerbelâ kuşak	720	1.3%
毛織のシャルワール çuka şalvar	900	1.6%
毛織のローブ çuka cûbbe	1,900	3.4%
コート sâye? kaput	3,000	5.3%
粗い毛織の短いシャルワール dizlik şayak şalvar	400	0.7%
着古したローブ köhne 'anterî	45	0.1%
着古した毛皮のコート köhne kürk	600	1.1%
着古した肩掛け(1)と帽子(1) köhne şal 1 ve fes 1	205	0.4%
家財道具	765	1.3%
小さな糸杉材の木箱 sağır serv sandık	220	0.4%
ランタン fenâr	130	0.2%
浅い鍋(3), 盆(2), 鍋(1) sahan 3, tepsi 2, tencere 1	415	0.7%
武器	480	0.8%
剣 kılıç	480	0.8%

に一部の同職組合が成員の商売道具 (ḥāḍira) をゲディキ (ḡediki) と呼び、親方資格や店舗・工房の営業権と結びつけて規定し管理するようになったが、こうした制度的変化が皮鞣工組合にもみられたか否かはこれまで明らかにされてこなかった。このことを踏まえれば、皮鞣の道

具を私財としないイブラヒムの遺産目録は、それらが親方権との関わりから皮鞣工組合の管理下に置かれていた可能性を示す重要な事例のひとつと考えられるのである。身の回りの物品・現金は表3に示したとおり二二の項目からなり、衣類、家財道具、武器、現金に分類するこ

現金	41,520	73.2%
遺体の洗浄と布包みの費用のための現金 techiz ve tekfine sarf olunan nükûdu	4,980	8.8%
イスタンブル・マフブーブ金貨(85) [単価360] İstanbulî mahbûb, 'aded 85, fi 360	30,600	54.0%
エジプト・マフブーブ金貨(18) [単価330] Mısırî mahbûb, 'aded 18, fi 330	5,940	10.5%
合計	56,685	100.0%

の二五パーセントに満たない。このなかに下着や靴といった生活必需品の幾つかが含まれていないのは若干奇妙であるが、その理由は明らかでない。家財道具は「小さな糸杉材の木箱 (sagir seriv sandık) と「ランタン (fenar)」、「浅く鍋 (sahan)」、盆 (tepsi)」、鍋 (tencere)」

とが可能である⁽³³⁾。それらの合計は先述のとおり遺産目録に五万三六九〇アクチェとあるが、実際は五万六八五アクチェである。このうちの二五項目はターバン (destar) やローブ (anteri, cubbe)、チョッキ (yelek)、ベルト (kusak)、シャルワール (salvar)、「コート (kaput, kırık)」、肩掛け (sal)、「帽子 (tes) などの衣類」によって占められるが、その合計額は一万三九二〇アクチェであり、全体

の三項目に限られ、本来あるべきであろう枕や布団などの寝具は見当たらない。その合計額は全体の一・三パーセントに相当する七六五アクチェに過ぎない。武器に該当するのは四八〇アクチェの剣 (kılıç) のみである。造船所に近く、船乗り達の犯罪が多発すること知られたカスムパシャ地区に工房や自宅があったことを考えると、イブラヒムが自衛の目的で武器を所有したとしても不自然ではないように思われる⁽³⁶⁾。ただしここでは皮鞣工の暴力行爲と皮鞣工房群の治安悪化が政府によって問題視されていた事実も視野に入れておく必要があるだろう⁽³⁷⁾。最後に現金についてみると、自身の死後、その遺体に施す「洗浄と布包み (techiz ve tekim)」の費用として取り置かれた四九八〇アクチェのほか、八五枚のイスタンブル・マフブーブ金貨 (İstanbulî mahbûb) と一八枚のエジプト・マフブーブ金貨 (Mısırî mahbûb) からなり、その合計額は全体の七三・二パーセントを占める四万一五二〇アクチェである⁽³⁸⁾。次の債権と債務で検討するようにイブラヒムが仕入れや販売を現金で決済する機会はずいぶん多かったとみられるが、その一方でこれらの高額の貨幣を一定数所持していた事実は興味深い。

先述のとおり債権については通常の記録に加えて末尾

表4 債権（単位：アクチェ）

No.	債務者	回収済	未回収	合計	%
1	タフタカレの商人アリー・エフェンディと協業者ヒュセイン・アー Tahte'l-kal'a'da tâcir 'Alî Efendi ve şerîki Hüseyn Ağa	61,830	0	61,830	25.1%
2	タフタカレの商人ハジ・イブラヒム・エフェンディ Tahte'l-kal'a'da tâcir el-Hâcc İbrâhîm Efendi	61,395	0	61,395	25.0%
3	青果商ハサン manav Hasan	2,760	37,950	40,710	16.6%
4	ヒュセイン・ベシェ Hüseyn Beşe	27,780	0	27,780	11.3%
5	シシリ・イブラヒム・ベシェ Şişli İbrâhîm Beşe	0	16,530	16,530	6.7%
6	サラチハーネの商人ハリル Serrâchâneî tâcir âhar Halîl	8,049	0	8,049	3.3%
7	メフメト・アーリフ・アー Mehmed 'Ârif Ağa	5,160	0	5,160	2.1%
8	アリー・パシャ・ハンのブーツエギルヤコ（ズインミー） 'Alî Paşa hânî'nda çizmeci Kiryako zimmî	4,800	0	4,800	2.0%
9	メレシュオール・ハリル Meleşoğlu Halîl	2,400	0	2,400	1.0%
10	商人ヒュセイン・アー tâcir Hüseyn Ağa	2,310	0	2,310	0.9%
11	パイゼン・ハンの靴工セライル・キュチュク Pâyzen hânî'nda pâbüççu Serayîl Küçük zimmî	0	2160	2,160	0.9%
12	アゼブ門のイエメニー靴工サーリフ・ベシェ 'Azeb kapısı'nda yemenici Sâlih Beşe	180	1,650	1,830	0.7%
13	桶工のユダヤ教徒 tekneçi yahûdî	1,800	0	1,800	0.7%
14	ズインジリリ・ハン周辺のブーツ工（ズインミー） zincirli hân kurbunda çizmeci zimmî	1,380	0	1,380	0.6%
15	アリー・パシャ・ハンのブーツエアルナヴド・ウズン・オダバシュ 'Alî Paşa hânî'nda çizmeci Arnavud Uzun Odabaşı	120	1,140	1,260	0.5%
16	前述の村のイエメニー靴工ウスタ・メフメト mezbûr karyeli yemenici Usta Mehmed	1,080	0	1,080	0.4%
17	アラブ市場のイエメニー靴工メフメト 'Arab çarşısı'nda yemenici âhar Mehmed	0	1,050	1,050	0.4%
18	アラブ市場のイエメニー靴工イスタンコル・ハジ・メフメト・アー 'Arab çarşısı'nda yemenici İstankolu el-Hâcc Mehmed	900	0	900	0.4%
19	アリー・エフェンディ 'Alî Efendi	840	0	840	0.3%
20	セイル門のイエメニー靴工ムスタファ Seyl kapısı'nda yemenici Mustafâ	60	690	750	0.3%

No.	債務者	回収済	未回収	合計	%
21	セイル門にいる父の兄弟メフメト Seyl kapısı'nda 'ammî âhar Mehmed	60	570	630	0.3%
22	カラ・メフメト Kara Mehmed	0	510	510	0.2%
23	アゼブ門のイエメニー靴工ウスタ・メフメト 'Azeb kapısı'nda yemenici Usta Mehmed	0	480	480	0.2%
24	ウンカバヌの果物屋コンヤル・ウスタ・メフメト Unkapanılı yemişçi Konyalı Usta Mehmed	240	0	240	0.1%
合計		183,144	62,730	245,874	100.0%

に未回収分に関する追記がある。後者のなかに「支払い分からの残金 (tesliminden baki)」との注記がみられることから、前者は遺産目録の完成までに回収された債権と解釈される。回収済みと未回収の記述をひとつにまとめ、合計額の多い順に並び替えると表4のとおりとなる。それによれば債権の合計額は二四万五八七四アクチェである。回収済みの件数と金額は一九件・一八万三三四アクチェであり、同じく未回収

は一〇件・六万二七三〇アクチェである。従って件数の合計は二九件となるが、債務の一部を弁済しつつ残りを未払いとした五人(表4の③⑫⑮⑳㉑)が回収済みと未回収で重複するため、実際の債務者は二四人である。金額の最も多いのはタフタカレ Tahte'kai'aに住む商人アリー・エフエンディ tacir 'Alî Efendiと協業者ヒュセイリン・アー şerîki Hüseyin Agaによる六万一千八百三〇アクチェであり、全体の二五・一パーセントを占める(同①)。これに対して最も少ないのはウンカバヌ Unkapan の果物屋コンヤル・ウスタ・メフメト yemişçi Konyalı Usta Mehmed による二四〇アクチェであり、全体の僅か〇・一パーセントである(同⑭)。なお、債務者の記述からセイル門 Seyl kapısıに住むメフメト Mehmed という人物がイブラヒムの父アリーの兄弟 ('ammî)であったことがわかる(同⑫および図1を参照)。

これらの債務者から職業が明らかでない七人に注目して職業別にその人数と金額をみてみると、靴工 (pâbüçü)・イエメニー靴工 (yemenici)・ブーツ工 (cizmecî) などの靴生産に携わる手工業者が人数としては最多の一〇人(同⑧⑪⑫、⑭、⑱、⑳㉑)であるが、金額は僅か一万五六九〇アクチェであり、全体の六・四

パーセントに過ぎない。その一方で商人 (Egri) は四人 (同①②⑥⑩) であるが、その額は一三万三五八四阿克チェであり、全体の五四・三パーセントを占める。その他、青果商 (manav) と果物屋 (yemisçi) の二人 (同③④) が一六・七パーセントに相当する四万九五〇阿克チェであり、桶工の一人 (同⑬) が〇・七パーセントに相当する一八〇〇阿克チェである。このうち靴生産に携わる手工業者と商人の計一四人に対する債権は、革の販売をめぐる掛け取引の可能性を示す点で重要であろう。当時の皮鞣工は鞣した革を市内区のメルジャン市場 Mercan sâku や馬具工市場 (serrâhâne) において商人や靴工、馬具工 (serrâc) たちに販売するのが普通であった。⁽³⁹⁾ このことから先述の一四人に対する債権には、イブラヒムが彼らに革を掛け売ったことで生じた未回収の代金が少なくともある程度は含まれていたと推察されるのである。⁽⁴⁰⁾

消極財産を構成する二二万九一二八阿克チェの債務の内訳は、後払いの婚資が一萬二〇〇〇阿克チェ、⁽⁴¹⁾ 皮鞣工組合長 (kethüdâ) のハジ・ハリル・ウスタ el-Hâc Halil Usta bin Hasan に対する債務が五〇七三阿克チェ、「キョセレ革を鞣す者の賃金 (kösele işçiligi)」が一九二〇阿克チェ、その他の債務が二二万一二三五阿克チェであ

る。これらを遺産目録の記述順に従って列挙したのが表5である。このうちモッラー・ムスタファ Molla Mustafa⁽⁴²⁾ とファトゥマ Fâtıma の二人の未成年者 (sagir, sagire) に対して負った一〇万八八四〇阿克チェと六万阿克チェの債務 (表5の②③) が目立つが、これは次章で検討したい。セイイド・ヴェリーユッディン・アー es-Seyyid Velîyyüddin Aga に対する債務 (同④) も二万六八三五六阿克チェと比較的高額であるが、その実態は後述するように皮商人に対する皮の未払い代金である。皮鞣工組合長に対する債務 (同⑨) の原因については何も言及されていないが、他の遺産目録をみる限り役員報酬 (arâid) の未納分であった可能性が高いと考えられる。⁽⁴³⁾ なお、「キョセレ革を鞣す者の賃金」の記述から彼が従業員 (çobân) や職人 (halife) を雇用していたとみることができ、その詳細は明らかでない。

死後の支出は既に述べたように五四九〇阿克チェの葬儀費用と一萬九九〇〇阿克チェの手当・手数料からなり、合計は二万五三九〇阿克チェである。前者は「遺体の洗浄と布包み (teçhiz ve tekfin) および浄罪の喜捨 (uskâr-ı salât)」と記されている。⁽⁴⁴⁾ 後者の内訳は遺言指定管財人であるイブラヒム・エフェンディへの手当

表5 債務 (単位: アクチェ)

No.	債権者	金額
1	後払いの婚資 mehr-i mü'eccel	12,000
2	未成年者モッラー・ムスタファ sagîr Molla Mustafâ	108,840
3	未成年者ファトゥマ sagîre Fâtıma	60,000
4	セイイド・ヴェリーユッディン・アー es-Seyyid Veliiyüddîn Ağa	26,835
5	メフメト・レイス Mehmed Re'îs	4,620
6	アフメト・アー Ahmed Ağa	5,400
7	ハジ・メフメト el-Hâcc Mehmed	3,000
8	コーヒー店主オスマン kahveci 'Osmân	1,440
9	組合長ハジ・ハリル・ウスタ kethüdâ el-Hâcc Halîl Usta bin Hasan	5,073
10	キョセレ革を鞣す者の賃金 kösele işçiliği	1,920
	合計	229,128

(ücret) が六〇〇〇阿克チェ、物品売却の仲介人手数料 (dellâliye-i esya) および渡し船の手当 (ücret-i kayık) と使用人手数料 (huddamiye) が計二〇五〇阿克チェ、記録手数料 (kaydiye-i defter) が六〇〇阿克チェ、遺産分割担当官への手数料 (resm-i kismet-i 'adî) が七五〇〇阿克チェを占め、さらにその半額である三七五〇ア

クチェが「半額の手数料 (nısf harc)」の名目でそこに加えられている。⁽⁴⁶⁾

四 遺産相続をめぐる裁判

イブラヒムの遺産相続をめぐる少なくとも四件の裁判が開かれた。これらはいずれもカスムパシャ皮鞣工房

群にある組合長室 (kethüdâya mahsus oda) において、イスタンブル・シャリーア法廷から派遣されたキユチュク・ハーフィズ・メフメト・エミン・エフエンディ Küçük Hâfiz Mehmed Emin Efendi ⁽⁴⁷⁾ によって行われた。⁽⁴⁸⁾

第一の裁判では、ギョン (gön) と呼ばれる牛皮を扱う商人 (gönçü) である先述のセイイド・ヴェリーユッディン・アーが、ギョンの未払い代金 (bahâ) の合計 (kullî-i hesab) である二二三・五クルシユと五パラ (二万六八三五阿克チェ) をイブラヒムの遺産 (ter-

(p. 8) から要求した。これを受けて遺言指定管財人のイブラヒム・エフェンディ、イブラヒムの妻ニメトウツラー・ハトゥンの代理人オスマン・ウスタ、イブラヒムの父アリーの三人は彼の訴えを否認 (inkar) したが、皮鞣工組合長ハジ・ハリル・ウスタとウスタ・メフメト Usta Mehmed bin 'Ali という人物による証言 (shâhâdet) の後、その証言の正しさを認める裁定 (hukm) が下された。⁽⁴⁹⁾ ここでの記述は皮の仕入れをめぐり掛け取引の事実を詳細かつ明瞭に示しており注目にする。⁽⁵⁰⁾ また上記の金額が「合計」であるとの記述から、掛け取引は一般的あるいは日常的に行われ、その未払いが累積したと考えられる。

第二の裁判は、先述したモツラー・ムスタファとファトゥマの二人の未成年者が持つ債権をめぐり紛争である。裁判記録によれば、彼らの父ハジ・ハリル・アリー *Hâcc Halil Ağa bin Süleymân* はイブラヒムと同じくクルト・チェレビー街区に住む皮鞣工であったが、イブラヒムよりも前にメッカ巡礼の道中で死去している。ハジ・ハリル・アリーの遺産相続をめぐる遺言指定管財人を務めたのは二人の未成年者の母アイシエ・ハトゥン *'Âyşe Hatûn bint el-Hâcc Ahmed* である。⁽⁵¹⁾ この裁判で

は彼女が前述のオスマン・ウスタを代理人に指定し、イブラヒムの死去を受けて息子と娘がそれぞれ持つ九〇七クルシユ (一〇万八八四〇アクチエ) と五〇〇クルシユ (六万アクチエ) の債権の回収を求めた。この代理人の適性を証言したのはモツラー・アフメト Molla Ahmed bin el-Hâcc Mustafa とメフメト Mehmed bin 'Abdullah という二人の皮鞣工である。彼女の主張によれば、この債権はハジ・ハリル・アリーの遺言に従い (bi'l-vesâyet)、その息子と娘が相続した遺産を彼らの「叔母の夫 (enîste)」にあたるイブラヒムに貸し付けたことで生じたものであった。この時の被告はイブラヒムの妻ニメトウツラー・ハトゥンと彼の遺言指定管財人イブラヒム・エフェンディ、彼の父アリーの三人であり、イブラヒム・エフェンディがニメトウツラー・ハトゥンの代理人も兼務した。彼らは原告の主張を否認したが、ハジ・ムスタファ el-Hâcc Mustafa bin el-Hâcc Hüseyin とハリル・エフェンディ Halil Efendi bin 'Omer とする二人の皮鞣工の証言を経て原告の主張が認められた。⁽⁵¹⁾ ここでのイブラヒムがモツラー・ムスタファとファトゥマの叔母の夫にあたるという事実を明らかにした原告の陳述は極めて重要である。このことからハジ・ハリル・アリーとニ

メトウツラー・ハトゥンが同じスレイマンを父に持つ兄弟であり、イブラヒムとハジ・ハリル・アーの両家族が親族関係にあったことがわかるのである(図1を参照)。従ってこの事例は遺産相続をめぐる親族間の紛争であり、そこで問題とされた債権は、本来、義理の兄弟であり同業者でもあったハジ・ハリル・アーによるイブラヒムへの経済的支援という性格を持っていたと解釈することができる。

第三の裁判では、共に前述のニメトウツラー・ハトゥンとその乳母の夫(Tradān baba)であるオスマン・ウスタを原告とし、後者が前者の代理人を兼ねた。代理人の適性を証言したのは前回と同様に皮鞣工のモツラー・アフメトとメフメトである。彼らはイブラヒムとニメトウツラー・ハトゥンの間で結婚(tevric, ākdi nikah)の際に約束された一〇〇クルシユ(一万二〇〇〇アクチエ)の後払いの婚資が現在まで未払いであると主張し、その婚資が遺産から支払われるように訴えた。遺言指定管財人イブラヒム・エフェンディとイブラヒムの父アリーはこの訴えを拒んだが、組合長ハジ・ハリル・ウスタおよび前述のモツラー・アフメトとメフメトの三人による証言を経て原告の主張を認める裁定が下されたので

あった。⁽⁵²⁾この裁判記録によって初めてオスマン・ウスタがニメトウツラー・ハトゥンの乳母の夫であること、すなわち両者が婚姻障害を伴う「乳親族関係(sit hısm-⁽⁵³⁾）」であることが判明する。これまでみてきたように彼は彼女やアイシエ・ハトゥンの代理人としてこの遺産相続に深く関わってきたが、その背景にこうした特殊な親族関係があったことがこの裁判記録から明らかとなるのである。さらにこの事実を踏まえれば、彼とイブラヒムの父アリーとがアブドゥツラーを父とする兄弟であった可能性をも指摘することができるだろう。

第四は遺言指定管財人イブラヒム・エフェンディがニメトウツラー・ハトゥンとアリーに対して訴えた裁判である。前回と同様にオスマン・ウスタがニメトウツラー・ハトゥンの代理人を務め、その適性をモツラー・アフメトとメフメトが証言した。原告は、イブラヒムが死の前日に遺言(vasiyet)を残し、そのなかでイブラヒム・エフェンディを遺言指定管財人に任命(Hasd ve tayin)するとともに、その手当(düred)として五〇クルシユ(六〇〇〇アクチエ)が遺産から支払われるように命じたことを述べたうえで、その遺言の執行を求めた。この主張に対して被告は否認を表明したが、前述したモ

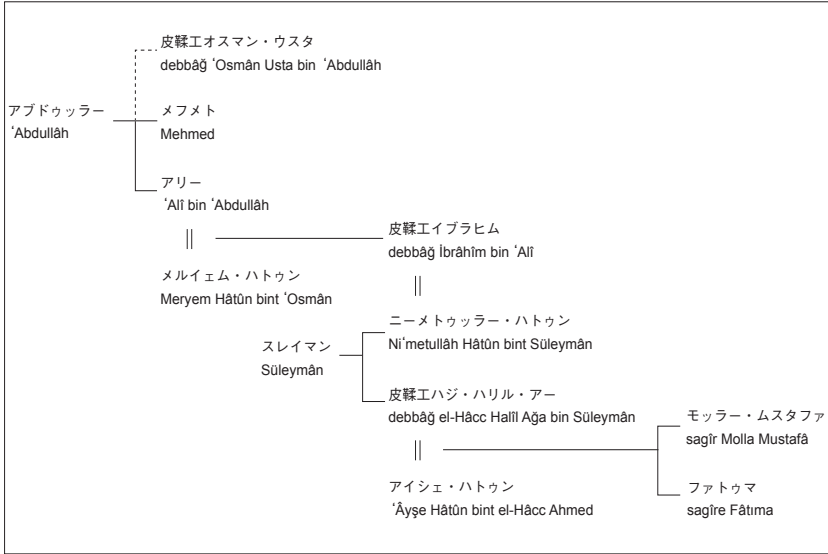


図1 イブラヒムの親族図

ツラー・アフメトとハリル・エフェンディの二人の皮鞣工による証言を受けて原告の主張を認める裁定が下されたのである。⁽⁵⁴⁾

このように四件の裁判では婚資を含む複数の債務や遺言指定管財人の手当をめぐる争われた。いずれも遺産からの支出が争点となった理由は不明であるが、少なくともこれらの事例は債務の事実関係や遺言の内容についてさえも当事者間で見解の相違がみられたことを示していると言えよう。遺産目録と裁判との関係に目を向けると、前者には後者の裁定がすべて反映されており、前者は後者を経て作成されたと考えられる。また、これらの紛争や裁判が遺産目録を作成する要因になったとも推察される。⁽⁵⁵⁾

これまでに明らかとなったイブラヒムの親族関係を改めて整理するならば以下のとおりである(図1も参照)。アリーとメルイェム・ハトゥンの間に生まれたイブラヒムは、オスマン・ウスタを乳母の夫とするニーメトゥッラーを妻とした。アリーの兄弟にはメフメトがおり、オスマン・ウスタもそうであった可能性がある。また、アイシエ・ハトゥンとの間にモッラー・ムスタファとファトゥマの二人の子供をもうけたハジ・ハリル・アーはニ

メトウツラーの兄弟であったことから、イブラヒムと義理の兄弟の関係にあった。

これらの裁判記録に現れる皮鞣工はイブラヒムを除くと八人である。それらは彼の親族であるハジ・ハリル・アーとオスマン・ウスタの二人のほか、組合長ハジ・ハリル・ウスタ、遺言指定管財人や代理人を務めたイブラヒム・エフェンデイ、証言のために出廷したハジ・ムスタファ、ハリル・エフェンデイ、モツラー・アフメト、メフメトの四人である。いずれもカスムパシャ皮鞣工組合の親方であったと推察されるが、先述のとおり一七六三年の当該組合の親方が三三人であった事実を考えると、八人もの皮鞣工がイブラヒムの遺産相続をめぐる問題に関わっていたことは特に注目すべきであると言えよう。

五 おわりに

本稿ではここまで皮鞣工イブラヒムの遺産とその相続をめぐる一七八一年付の遺産目録と裁判記録の分析を進めてきた。

イブラヒムの遺産目録には皮鞣業に必要な一定数の原材料と在庫に加えて、それらの掛け取引や従業員の雇用があったことを示す債務・債権もみられた。このことか

ら当時の彼の工房経営は概ね順調であったと考えられる。また、身の回りの物品は比較的乏しかったが、その一方で一〇三枚の金貨を含む計一三万五九五六阿克チェの財産を残し、自身の葬儀費用を生前に用意し得たことを考えあわせると、彼は経済的にある程度余裕のある富裕な商工民であったと言えることができるであろう。事実、彼の死亡時の財産はアスケリー遺産法廷第四八七台帳に記された四五人の商工民のうち一二番目に多い額であったのである。ただし、商業や投資に従事し、不動産を含む一万クルシュ（一二〇万阿克チェ）もの遺産を残した一八世紀ブルサの皮鞣工セイイド・ハジ・イブラヒムと比較すると、両者の間に大きな経済格差や経済活動の差異が存在したこともまた指摘できよう。そして、こうしたイブラヒムの生活や経営を考える際、それらが成立し得た背景に親族からの経済的支援があったことを見落としてはならないであろう。義理の兄弟の遺言を受け、その息子と娘が相続した計一六万八八四〇阿克チェを借り受けることができたのである。

親族可否かを問わず多数の皮鞣工が遺言指定管財人や代理人、証言者などとしてイブラヒムの遺産相続に関わったことが主に裁判記録の分析から明らかとなった。特

に自身が債権者であったにも拘らず、裁判に部屋を開放したほか、証言者としても役割を果たした皮鞆工組合長の行動は注目に値する。これらの事実は彼らの協力や関与がイブラヒムの葬儀や更には結婚式においてもみられた可能性を示唆していると言えよう。私生活における同業者の相互扶助や社会的結合は、同職組合が成員に対して持つ社会的・経済的な機能や役割の限界とも関わる重要な問題であるが、その実態は管見の限り殆ど知られていない。その解明には差し当たり同職組合ワクフの検討が課題となるだろう。

本稿では遺産目録と裁判記録の史料性格から不動産賃借やワクフ寄進、ワクフ財収益、ゲデイキなどを検討することができなかった。また前述のとおり同業者の相互扶助をめぐる事例の蓄積も今後の重要な課題である。それらの課題の克服には裁判記録のほかワクフ設定台帳・会計簿などの更なる史料調査・分析が必要であろう。

註

- (1) 商工民・同職組合史の研究動向については、Faroghi, Suraiya, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople Under the Ottomans*, London: New York: IB, Tauris, 2009, pp. xiii-xxvii, 1-22 を参照。この書評と拙稿「書評

と紹介 Suraiya Faroghi, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople under the Ottomans*』『イスラム世界』第七四卷(二〇一〇年)一二二―一二八頁がある。

- (2) Faroghi, *Artisans of Empire*, pp. 12-13, 74-75; Hanna, Nelly, *Artisan Entrepreneurs in Cairo and Early-Modern Capitalism (1600-1800)*, Syracuse: New York: Syracuse University Press, 2011; Yi, Eunjeong, *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul: Fluidity and Leverage*, Leiden: Boston: Brill, 2004, pp. 57-65, 90-102; Yi, Eunjeong, "Rich Artisans and Poor Merchants?: A Critical Look at the Supposed Egalitarianism in Ottoman Guilds", in Suraiya Faroghi (ed.), *Bread from the Lion's Mouth: Artisans Struggling for a Livelihood in Ottoman Cities*, New York: London: Berghahn Books, 2015, pp. 194-216. なお、商工民個人の経済活動に着目したこの重要な研究として Inalcik, Halil, "Capital Formation in the Ottoman Empire", *Journal of Economic History*, 29/1 (1969), pp. 97-140 があげられる。

- (3) Faroghi, Suraiya, "How to Prosper in Eighteenth-Century Bursa: The Fortune of Hacı İbrahim, Tanner", in id., *Stories of Ottoman Men and Women: Establishing Status, Establishing Control*, Istanbul: Eren Yayıncılık, 2002, pp. 113-129.

- (4) 商工民個人に着目したその他の研究としてロンドンに1491連のトルサ・イスタンブル研究がある。Koyuncu Kaya, Milyase, "18. Yüzyıl İknici Yarınsında Bursa'da

Esnaflın Mali Durumuna Örnekler". *EKEV Akademik Dergisi*, 40 (2009), pp. 261-276. Koyuncu Kaya, Miyyase, "Ermeni Esnafı Terekeleri: XVIII. Yüzyıl Sonu Bursa Örneği", in Mehmet Mehin Hülagü, Musa Şaşmaz et al (eds.), *Tarihte Türkler ve Ermeniler: Sosyo-Ekonomik Hayat*, vol. 5, Ankara: Türk Tarih Kurumu, 2014, pp. 47-58. Koyuncu Kaya, Miyyase, "Yakıt Kurucusu Olarak Osmanlı Esnafı (18. Yüzyıl İstanbul Örneği)", *Yakıflar Dergisi*, 42 (2014), pp. 35-50. 木下書籍・文化史研究の課題 2014 年 7 月 26 日 Erinsal, İsmail E., *Osmanlılarda Şahıflık ve Şahıflar*, İstanbul: Timaş Yayınları, 2013. Sabev, Orlin, "Rich Men, Poor Men: Ottoman Printers and Booksellers Making Fortune or Seeking Survival (Eighteenth-Nineteenth Centuries)", *Oriens*, 37 (2009), pp. 177-190. 木下 20.

(5) オスマン帝国における皮鞣業の重要性について Fat-rohri, "How to Prosper", pp. 115-116. 木下 20.

(6) 遺産目録および裁判記録の史料性格と重要性について 木下, シヤリーフ法廷台帳に関する最新の史料学的研究 木下 Tak Ekrem, XVI-XVII. Yüzyıl Üstelâr Ser'iyeye Sicilleri: *Diplomatik Bilimi Bakımından Bir İnceleme*, Ankara: Türk Tarih Kurumu, 2019. 木下 先ず参照された 20.

(7) İstanbul Kismet-i Askeriye Mahkemesi Ser'iye Sicil Defterleri (KA), no. 487, f. 45A, d. 8 M 1196; no. 488, f. 43A-43B, d. 8 M 1196. イスタンブール研究所 İslâm Araştır-

maları Merkezi (İSAM) 所蔵のマイクロフィッシュを参照した。

(8) 近世イスタンブールの皮鞣工はイェディクレ Yedikule' ウスキュダル Üsküdar' カスムパシヤ' トプハーネ Tophâne' ハスキョイ Hasköy' エネフ Eynü'd 各地区に工房群をもち、各々が固有の同職組合を組織した。これについては、拙稿「一八世紀イスタンブールの同職組合：家畜利用業種の分析から」『日本中東学会年報』第二〇巻二号（二〇〇五年）、一三三〇-一三三六頁を参照された。木下 20。一七六三年付の商工民名簿を参照された。Atatürk Kitaplığı, Muallim Cevdet, no. B10, f. 16A. 木下 20. カスムパシヤ皮鞣工組合の親方は三三人であった。

(9) マイヴァンサライー・ヒセヤン・エフエンディ（一七八七年没）の『諸モスタの庭園』によれば、この街区は海軍提督タルト・チェレビー（一六一一〜一二二二）によって建てられた同名のモスタに由来する (Avvan-sarâyı Hüseyin Efendi, Ali Satı Efendi & Saleymân Besim Efendi, Galitekin, Ahmed Nezih (ed.), *Hadikatü'l-Cevâmi': İstanbul Camileri ve Diğer Dini-Sivil Mi'marî Yapılar*, İstanbul: İşaret Yayınları, 2001, p. 417)。

(10) 以下、イブラヒムに関する情報は特に言及のない限り彼の遺産目録である KA, no. 487, f. 45A に拠る。彼のよううに仕事場と異なる場所に住居を構える「職住分離」は、市場と居住区が明確に区別されたオスマン帝国都市の一般の特徴として強調されてきたが、近年その一般性をめ

ぐる再検討が試みられつつある。これにについては Farrohi, Suraiya, "Suk (7. In Ottoman Anatolia and the Balkans)", in *Encyclopedia of Islam, Second Edition*, vol. 9, 1997, p. 796; Kurh, Cengiz, "A Profile of the Labor Force in Early Nineteenth-Century Istanbul", *International Labor and Working-Class History*, 60 (2001), p. 133; Establet, Colette, "Damascene Artisans around 1700", in Farrohi, *Bread from the Lion's Mouth*, pp. 104-105を参照。カスムパシヤの皮鞣工をみると、現時点ではイブラヒムと後述のハジ・ハリル・アーがいずれも前述の街区の住民であったほか、マリーキーザーデ・ハンシ・ムスタファ・Maliki-zâde el-Hâcc Mustafa bin el-Hâcc Hüseyin がスニルトン・ムスリコンチャン街区 Sirketi Muslihiddin mahallesi に住んでたことが史料から明らかである (Istanbul Mehkemesi Ser'iye Sicil Defterleri (İSS), no. 62, f. 13A, d. 14 Ra. 1208)。なおイェニヤクトゥの事例については、拙稿「オスマン朝下イスタンブルにおけるイェニヤクトゥ周辺の皮鞣工と皮鞣工房群」『史学』第八一卷一号(二〇一二年)、一五五-一五六頁を参照された。

- (11) アスケリーの定義や称号については Öztürk, Said, *Askeri Kassama Ait Onyedinci Asır İstanbul Tereke Defteri (Sosyo-Ekonomik Tahil)*, İstanbul: Osmanlı Araştırmaları Vakfı, 1995, pp. 39-42; Canbakal, Hülya, *Society and Politics in an Ottoman Town: 'Aynâb in the 17th Century*, Leiden: Brill, 2007, pp. 64-67 を参

照。ここでイブラヒムがアスケリーか否かを特定することは難しいが、特に一八世紀後半以降、アスケリーの称号を持たない者の遺産目録がしばしばアスケリー遺産法廷台帳に記録された点とす。Bozkurt, Fatih, "Osmanlı Dönemi Tereke Defterleri ve Tereke Çalışmaları", *Türkçe Araştırmalar Literatür Dergisi*, 11/22 (2013), pp. 197-198 に関連して、当該法廷第四八七台帳に被相続人として姿をみせる商工民のうち、イブラヒムを含む一六人にアスケリーの称号がみられない事実を一先ず指摘しておきたい(詳細は後述する表を参照)。

- (12) Bozkurt, Fatih, "Tereke Defterleri ve Osmanlı Demografik Araştırmaları", *Tarih Dergisi*, 54/2 (2011), pp. 114-115 によれば、遺産目録に被相続人の死亡日が記されるようになるのは一八五六/五七年以降である。前掲論文および Bozkurt, "Osmanlı Dönemi Tereke Defterleri", pp. 209-210 でも指摘されたように遺産目録の日付と被相続人の死亡日を安易に同一視することはできないが、イブラヒムの場合、両者の間に特筆すべき隔たりが存在した形跡は確認されない。これに関連する事例として大麥商アフメト・アーの遺産目録には四年前に死去したことが明記されている(典拠は表2(4)を参照)。

- (13) 遺産目録(はらひ)の額としてゐるが、後述する個々の項目を合算する限り正しくは五万六千八百五十五アクチュエである。ただし遺産目録ではこの額を用いて積極財産や相続財産を算出していることから、本稿でも混乱を避けるため一先ずそれに従う。

- (14) 遺産目録の物品に付された価格の実態について
Öztürk, Mustafa, "Osmanlı Dönemi Fiyat Politikası ve Fiyatların Tahlihi", *Bellelen*, 55/212 (1991), pp. 98-99; Bozkurt, "Osmanlı Dönemi Tereke Defterleri", pp. 209-210 を参照。
- (15) イスタンブルにおける一般的な遺産の売却は「遺産分割担当官 (kassâm) の監督下でベニスモン (bedesten) に移送された後、布告人 (münâdi) を介して競売をこなして行われた。これについては Öztürk, *Askeri Kassama Ait*, p. 75 を参照。なお、物品を売却した事実が明記された事例として Faroqi, "How to Prosper", p. 118 を参照。
- (16) 婚資の概要については Aydın, M. Akif, *İslâm-Osmanlı Aile Hukuku*, İstanbul: Marmara Üniversitesi İlahiyat Fakültesi Vakfı, 1985, pp. 103-107 を参照。
- (17) ただし遺産目録の史料的性格上、この試算では私財に該当しない賃借不動産やワクフ寄進財、ワクフ財収益などが考慮されていないことに注意を払う必要がある。こうした遺産目録と財産の実態との差異については「先づ Cambakal Hülya, "Barkan'dan Bu Yana Tereke Çalsmaları", in Ömer Lütfi Barkan: *Türk Tarihçiliğine Katkıları ve Ehteleri Sempozyumu*, İstanbul, 2011, URL: <http://research.sabanciuniv.edu/17249/1/>; Bozkurt, "Osmanlı Dönemi Tereke Defterleri", p. 209 を参照のこと。
- (18) 一八世紀に関するその分析や検討はカスタモヌヤやインターブのほか、バルカン諸都市、ダマスカスなどの事例を中心に進められてきた。主な研究として Eugene,

- Bogac A. & Ali Berker, "Wealth and Inequality in 18th-Century Kastamonu: Estimatings for the Muslim Majority", *International Journal of Middle East Studies*, 40/1 (2008), pp. 23-46; Cambakal, *Society and Politics*, pp. 90-119; Todorov, Nikolay, *The Balkan City, 1400-1900*, Seattle: London: University of Washington Press, 1983, pp. 147-176; Neumann, Christoph K., "Arm und Reich in Qaraterye: Untersuchungen zu Nachlabregistern des 18. Jahrhunderts", *Der Islam*, 53 (1996), pp. 268-271, 312; Kotzageorgis, Prokion & Demetrios Pappastanion, "Wealth Accumulation in an Urban Context: The Profile of the Muslim Rich of Thessaloniki in the Eighteenth Century on the Basis of Probate Inventories", *Turkish Historical Review*, 5 (2014), pp. 166-168; Establet, "Damascene Artisans", pp. 96-99 などがある。
- イスタンブルについては一八世紀後半の二〇四件の遺産目録を「財産」の額に応じて六階層に分けた Hanioglu, M. Sükrü, *A Brief History of the Late Ottoman Empire*, Princeton: Oxford: Princeton University Press, 2008, pp. 27-33 がある。そのべは三〇万アクチュ、一四万アクチュ、一〇万アクチュ、五万アクチュ、一万アクチュを階層の境界としたが、議論の前提となる「財産」の定義や境界の根拠が明らかにされていなく。一七世紀には Öztürk, *Askeri Kassama Ait*, pp. 138-144 がある。
- (19) KA, no. 487. 当該台帳の遺産目録の日付は二一九五年から二一九六年まで（一七八〇年から一七八二年まで）

である。

- (20) 管見の限り一八世紀イスタンブールの家族構成をめぐる一般的な性格や傾向は殆ど明らかにされてこなかったが、先述の四五人の商工民をみると死亡時に一人の妻がいた者はイブラヒムを含む三三人、同様に子供がいなかった者は二人である(表2を参照)。彼らのなかに一夫多妻が全くみられないのは注目に値する。一七世紀については Öztürk, *Askeri Kassama Ait*, pp. 110-114 を参照。なお遺産目録から家族構成の復元を試みた先行研究とその問題点については Bozkurt, “Tereke Defterleri ve Osmanlı”, pp. 97-102 を参照(5)。(21) 子供のいる夫婦に着目した研究は Demirel, Ömer, Adnan Gürbüz & Muhiddin Tuş, “Osmanlılarda Ailenin Demografik Yapısı”, in Ezel Erverdi (ed.), *Sosyo-Kültürel Değişme Sürecinde Türk Ailesi*, vol. 1, Ankara: Başbakanlık Aile Araştırma Kurumu Başkanlığı, 1992, p. 106 を参照。
- (21) 遺産相続の配分をめぐってスラーム法の規定については 15¹⁾ Barkan, Ömer Lütfi, “Edirne Askerî Kassâminâ ait Tereke Defteri (1545-1659)”, *Bağeler*, 3/5-6 (1966), pp. 19-23; Schacht, Joseph, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford: Clarendon Press, 2012, pp. 169-174 を参照。
- (22) 現時点でその具体的な場所は明らかでない。
- (23) どのように商工民の遺産目録では仕事場の物品がその他と別記される場合があり、それらは仕事場や経営の実態を検討するうえで極めて重要な史料となり得る。この他の事例として Faroqi, “How to Prosper”, pp. 121-124
- がある。
- (24) Inalcik, Halil & Donald Quataert (eds.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, p. xxxviii によれば一チエキは一九五オッカであり、約二五〇キログラムに相当する。
- (25) 一カントルを五六・四四九キログラムとする Inalcik & Quataert, *An Economic and Social History*, p. xxxix に従えば約三八九五キログラムに相当する。
- (26) その生産地や消費量については Faroqi, *Surayya, Towns and Townsmen of Ottoman Anatolia: Trade, Crafts and Food Production in an Urban Setting, 1520-1650*, Cambridge: New York: Cambridge University Press, 1984, pp. 159-160; Kütükoğlu, Mübahat S., “1826 Düzenlenmesinden Sonra İzmir İhtisabı Muhasebeleri (1826-1838)”, *Tarih Enstitüsü Dergisi*, 15 (1995), p. 71; Tekin, Zeki, “Tanzimat Döneminde Kadar Osmanlı İstambulunda Dericilik”, Ph.D. diss., Marmara Üniversitesi, 1992, pp. 49-54 を参照。
- (27) 管見の限りカンマの語を皮鞣業の専門的な名称や用語として用いた同時代史料は確認されながら、二〇世紀前半の皮鞣の技術書である Nuri, *Değâat ve Dericilik San'atı*, İstanbul: Milliyet Matbaası, 1928, p. 3 では鞣す前の頭部の皮をカンマと呼んでおり、上記の数量と価格からも現時点ではこれに従うのが妥当であるように思われる。なお、本稿では鞣す前の材料を「皮」と表記し、

鞣した後の商品名を「革」とする。

- (28) 拙稿「一八世紀イスタンブールの同職組合」二三〇頁
- (29) Refik Ahmed, *Onbirinci Asr-i Hicri'de İstanbul Hayatı* (1592-1688), İstanbul: Enderun Kitabevi, 1988, pp. 7-8.
- (30) Faroqhi, "How to Prosper", pp. 123-124.
- (31) Gökçen, İbrahim, *Manisa'da Deri Sanatları Tarihi Üzerinde Bir Araştırma*, İstanbul: Marifet Basımevi, 1945, pp. 14-15; Tekin, Zeki, "Deri (Türkiyede Dericilik)", in *Türkiye Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi*, vol. 9, İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi Genel Müdürlüğü, 1994, p. 177; Doganalp-Votzi, Heidemarie, "Histories and Economics of a Small Anatolian Town: Safranbolu and its Leather Handicrafts", in Suraya Faroqhi & Randy Deguilhem (eds.), *Crafts and Craftsmen of the Middle East*, London: New York: IB, Tauris, 2005, pp. 323-324.
- (32) Faroqhi, *Artisans of Empire*, p. 119; Faroqhi, Suraya, "Introduction: Once Again, Ottoman Artisans", in id., *Bread from the Lion's Mouth*, pp. 14-19; Açı, Seven & Onur Yıldırım, "Gedik: What's in a Name", in *ibid.*, pp. 217-236.
- (33) 一七・一八世紀イスタンブールの遺産目録にみられるような物品の具体例については Öztürk, *Askeri Kassama Ait*, pp. 185-187; Hanioğlu, *A Brief History*, pp. 28-29, を参照。
- (34) このうち「ハマーのベルト (Hamâ kuşağı)」と「カルバラーのベルト (Kerbelâ kuşak)」の実態は明らかでないが、前者は皮鞣工ザレナーリ・メフメト・オタバシユ Geredai Mehmed Odabaşı bin 'Abdullâh の一七八一年付遺産目録に 489 KA, no. 483, f. 37B, d. 15 B 1195 にのみみられる。
- (35) Cezar, Mustafa, *Osmanlı Tarihinde Levantlı Anakara: Türk Tarih Kurumu*, 2013, p. 129; Faroqhi, Suraya, "Women's Work, Poverty and the Privileges of Guildsmen", in id., *Stories of Ottoman Men*, pp. 167-169.
- (36) 当時のイスタンブール住民による武器所有の実態には不明な点が多いが、政府が住民による武器の所有や携帯を禁止・制限した具体的事例については Zarinebaf Fariba, *Crime & Punishment in Istanbul 1700-1800*, Berkeley: Los Angeles: London: University of California Press, 2010, pp. 132-133 を参照。一七世紀イスタンブールにおいて多くのアスケリーによる剣や槌矛 (debbas) や三日月刀 (gaddare) といった武器の所有がみられたのはこのころである。Öztürk, *Askeri Kassama Ait*, p. 187 を参照。
- (37) 拙稿「オスマン朝下イスタンブールにおけるイェディクノ周辺」一五七頁。
- (38) イスタンブール市場における貨幣の両替率を検討した Bölükbaşı, Ömerül Faruk, 18, *Yuziyin İkinci Yarısında Darbhâne-i Âmire*, İstanbul: İstanbul Bilgi Üniversitesi Yayınları, 2013, p. 103 に よる。イスタンブール・ブローブ金貨の一七八〇年の両替率は三六〇アクチェであ

り、エジプト・マフブーブ金貨の一七七一年と一七八八年の両替率はそれぞれ三三三〇アクチュエと三六〇アクチュエであった。これに従えば、前者を一枚あたり三六〇アクチュエ、後者を三三三〇アクチュエとするこの遺産目録と市場との間に両替率の大きな差異は認められない。なお、これらの金貨については Pamuk, Sevket, *Monetary History of the Ottoman Empire*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000, pp. 167-168, 174-176; Pakalın, Mehmet Zeki, *Osmanlı Tarih Devimleri ve Terimleri Sözlüğü*, vol. 2, İstanbul: Millî Eğitim Basımevi, 1983, p. 94; ibid., vol. 3, pp. 529, 655 を参照する。

- (39) 拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」二三五頁および「一八世紀イスタンブルにおける靴革流通と靴革商組合」『史学』第八二巻三号(二〇一三年)一八九-九二頁。

(40) 金貸しや利子と対照的に従来殆ど着目されてこなかった掛け取引の実態解明には更なる具体的事例の蓄積が必要不可欠である。これまでに明らかにされた主な事例として Koyuncu Kaya, "18. Yüzyıl İkinci Yarısında Bursa'da", p. 268; Establet, "Damascene Artisans", pp. 96-99; Turna Nalan, "The Shoe Guilds of Istanbul in the Early Nineteenth Century: A Case Study", in Faroqhi, *Bread from the Lion's Mouth*, p. 160; Faroqhi, "How to Prosper", pp. 118-120; Gerber, Haim, *Economy and Society in an Ottoman City: Bursa, 1600-1700*, Jerusalem: Hebrew University, 1988, p. 143 を参照。

- (41) 先述の四五人の商工民をみると、一人の債務に後払いの婚資が計上されており、その金額の平均値と中央値は一万四二と六〇〇である(表2の各値は四五人を分母としている)。金額の最多は亜麻布商/亜麻布織工ハーフィズ・ハジ・アリー・エフエンディ ketânî Hâzîz el-Hâc 'Alî Efendi bin 'Abdurrahmân の三万六〇〇〇アクチュエであり、最小は水売りムスタファ・アレムダル saka Mustafa' Alemdâr bin Mehmed の三〇〇〇アクチュエである(表2の⑧⑩)。イブラヒムを含む四人(同⑧⑨⑫⑭)が一萬二〇〇〇アクチュエの婚資を未払いとしており、その額は全体で四番目に多い。なお一七・一八世紀イスタンブルにおける婚資の具体的事例として Özlük, *Askerî Kassama Atı*, pp. 220-223; Zilfi, Madeline C., "We Don't Get Along": Women and Hul Divorce in the Eighteenth Century", in id. (ed.), *Women in the Ottoman Empire*, Leiden: New York: Brill, 1997, pp. 281-285 を参照。
- (42) 未成年者がモッラーの尊称を持ち得たことは、この事例に加えてバーフ法廷第三五一台帳に現れる未成年のメモット・モッラー Mehmed Molla からも跡付けられる。これについては Halil İnalçık Araştırma Projesi (ed.), *İstanbul Mahkemesi 121 Numaralı Ser'iyye Sicili: Tarih: 1231-1232/1816-1817*, İstanbul: Sabancı Üniversitesi Yayınları, 2006, 1-121 Context-Sensitive Concordance (CD-ROM), no. 2-351/22a-1.3 を参照。またイヌラーム知識人の尊称や司法・文教組織の称号のほか、マドラサの学生の呼称などにも用いられたモッラーの多義性・多

様性については Pakalın, *Osmanlı Tarih Devimleri*, vol. 2, p. 549; Algar, Hamid, "Molla", in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 30, pp. 238-239 を参照。

- (43) E.g. K.A. no. 178, f. 89A, d. 5 M 1170, no. 483, f. 21B, d. 22 B 1195. 前者の史料によれば、被相続人の古物屋セイヤム・マブデールカーデイレ eskici es-Seyyid 'Abdülkâdir bin Yüsuf による「組合長と補佐の報酬 (avâid-i kethüda ve yigîbâş)」として一三二〇アクチュエの債務がもつた。馬具工マフメト・ナヘルゴウ serrâc Ahmed Çelebi bin Mehmed を被相続人とする後者は「遺産売却の仲介人手数料と組合長への報酬 (delâliye ve 'avâid-i kethüda)」として一八〇アクチュエが債務とされた。役員報酬については Faroqi, Suraiya, "Purchasing Guild- and Craft-Based Offices in the Ottoman Central Lands", *Turcica*, 39 (2007), pp. 123-146 を参照のこと。
- なお、こうした役員報酬以外の理由による組合長への債務は管見の限り稀であるが、例えば材木屋イスタドリ kerâsteci İstadi veled-i Ayvaz zimmî (表2の⑤) が「店内の在庫の調査・整理のために支払った料金」の名目で組合長と補佐役とオスマン・エフエンディ Osman Efendi に対して計四八〇〇アクチュエの債務を負ったとす (K.A. no. 487, f. 11A, d. 15 Za 1195) がある。
- (44) 礼拝 (salât) などの不履行を淨罪する目的で遺言によって遺産の一部を喜捨に充てる行為である。これについて Bardakoglu, Ali, "İskat" in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 31, pp. 137-143 を参照。

- (45) 先述の四五人の商工民をみると、その葬儀費用の最大は宝石細工師アルテイン kesmeçi Arutin veled-i Cân-bazoglu Agob の三万六〇〇アクチュエであり (表2の①)、『毛皮商コスタンティン kırkçu Kostantin veled-i Diniçi (同③)』などの11人には当該支出がみられず。四五人の平均値と中央値はそれぞれ六一四三・三二四六である。イブラヒムの葬儀費用は一五番目に多い。

- (46) 手数料の概要については Öztürk, Askeri *Kassama Ait*, pp. 60-64 を参照。同じく四五人の商工民についてみると、手当・手数料の最大は家畜商モッラー・アブドゥッラー celeb Molla 'Abdullah bin el-Hâc Ebdükerim の一四万四三六〇アクチュエであり (表2の②)、『ロービー店主フアズルラー・ズンヘ Kahveci Fazlullah Beşe bin Ali と大麦商マフメト・アー arpacı Ahmed Ağa bin el-Hâc Osman にはその支出がみられず (同③④)』。四五人の平均値と中央値はそれぞれ一万五四三〇と五一七五である。イブラヒムの一万九九〇〇アクチュエは一〇番目に多い額である。他方、一七世紀末から一八世紀前半までのチャンクルとカスタモヌにおける手数料を遺産総額の平均三・四パーセントと算出した Ergene, Boğaç A., "Costs of Court Usage in Seventeenth- and Eighteenth-Century Ottoman Anatolia: Court Fees as Recorded in Estate Inventories", *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 45/1 (2002), p. 29 と比較するならば、イブラヒムの手料は約三・八パーセントであり、両者はほぼ同じ割合であったことがわかる。

- (47) その職名はいずれの裁判記録にも記されていないが、カーディーの代理人であるナイーブ (nâ'ib) と推察される。近世イスタンブルにおいてしばしば当事者のもとに派遣されたナイーブが裁判を行ったことについては、İpsirli, Mehmet, "Nâ'ib", in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 32, pp. 312-313 を参照。
- (48) KA, no. 488, f. 43A-43B.
- (49) KA, no. 488, f. 43A.
- (50) 同様の事例に ISS, no. 35, f. 39B, d. 24 M 1186 がある。そこではギョーン皮の未払い代金である六〇〇クルシエ (七五二〇〇アクナエ) をめぐってギョーン皮商ハジ・マリールー göncü el-Hâcc 'Ali bin Mehmed がカストムバシヤの皮鞆工ギョムラー・ムスタフム dehbâğ Molla Mustafa bin İsmail を訴えた。
- (51) KA, no. 488, f. 43A.
- (52) KA, no. 488, f. 43A.
- (53) Kaşıkçı, Osman, "Radâ", in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 34, pp. 384-386, esp. 385 及び柳橋博之『イスラーム家族法：婚姻・親子・親族』創文社、二〇〇一年、一四一-一八頁。
- (54) KA, no. 488, f. 43B.
- (55) 遺産目録作成の要件については Bozkurt, "Tereke Defterleri ve Osmanlı", pp. 102-106; Matthews, Joyce Hedda, "Toward an Isolario of the Ottoman Inheritance Inventory, with Special Reference to Manisa (ca. 1600-1700)", in Donald Quataert (ed.), *Consumption Studies* and the History of the Ottoman Empire, 1550-1922, Albany: State University of New York Press, 2000, pp. 51-52 を参照。
- (96) Faroqhi, "How to Prosper", pp. 113-129.